

# 平成27年度 事業計画

## はじめに

アベノミクスは一定の評価はあるもののその効果は限定的となっております。

さらに、15年ぶりと言われる株価の上昇、引き続き円安基調、原油安等により、国内の企業においては各業種によりその業績が大きく明暗を分けています。

消費税が5%から8%に引き上げられたことにより、消費の落ち込みが当初の予想では回復基調にあると言われていましたが、足踏み状態は依然として続いています。

住宅投資については、地方を中心に持家の消費税引き上げによる反動減に加え、建設資材の上昇、人手不足などにより物件価格が大幅に上昇しています。

また、同様に新築マンションにおいては、価格の上昇に加え、完成時期の遅延、販売面積の縮小等の現象も現れ販売に影を落としています。

これらに対応し、低金利政策、住宅ポイント制の復活等も出されていますがその効果は未知数です。

さらに中古住宅市場においても、物件数が少なくなり価格も上昇しつつあります。

今後、不動産業者間では物件の獲得競争も厳しくなり、「求む」「売り」の広告等も増加していくものと思われまます。

当公正取引協議会としましても、これらに対応すべく気を引き締め業務を遂行してまいります。

本年度から、構成4団体の皆様方のご理解を得る中から、再度負担金の増額をして頂く事となりました。これらの使途につきましては、将来を見据え内部留保の強化、一部職員の待遇改善、価格の点で単年度で対応できないステッカー等の作製費等に充当したいと考えております。

本年度の事業内容につきましては、前年度と大きく変わる事はありませんが具体的な事業計画につきましては以下のとおり提案させていただきます。

## 1. 総務及び相談事業

### (1) 広告の事前相談及び事前チェック体制の拡充

会員事業者、賛助会員等からの広告の制作に係る事前相談及び事前チェックを受け、公正競争規約違反行為の未然防止と広告表示の適正化の促進に努めます。

### (2) 協議会のホームページの活用

一昨年5月に当協議会のホームページを立ち上げ、表示規約、景品規約に違反する広告表示がないよう活用を図ってきました。今年度も引き続き違反が多い案件についてはホームページに掲載し、啓蒙活動を行います。

### (3) 事務局職員で対応できる業務は、極力業務委託をせず経費の削減に努めます。

## 2. 調査指導事業

- (1) 不動産広告の収集と内容のチェック  
札幌市内主要地域に配置している広告物収集員及び構成団体地方支部調査員、一般消費者からの広告収集に努め、違反広告物に対し適正な処理を行います。  
引き続き札幌を中心として札幌以外の不動産広告のチェックも強化します。
- (2) 規約違反事案の迅速な処理  
収集された広告物に規約違反が見られた場合には、すみやかに口頭注意措置を行い、その後文書により違反内容を連絡し、違反行為の再発防止に努めます。
- (3) 公正競争規約に基づく措置  
悪質、重大な違反行為については、公正競争規約に基づき、調査指導委員会や理事会で審議し、警告、厳重警告を行うなど、公正かつ厳正な措置を講じます。
- (4) 関係官庁からの移送事案の処理  
関係官庁からの会員事業者の違反広告に対する調査指導の要請を受けたときは、すみやかに調査を実施し、指導・措置を行い、その結果を関係官庁に報告します。
- (5) 屋外違反広告物の除却作業の実施  
札幌市内の屋外違反広告物については、必要が生じた場合構成団体所属の調査指導委員及び調査員等の協力を得て、除却作業を実施し違反事業者に対し適切な指導を行います。
- (6) 関係官公庁との連携  
不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、消費者庁及び北海道庁建設部建築指導課をはじめ、不動産公正取引協議会連合会、全国公正取引協議会連合会との密接な連携を図り、円滑な業務の遂行を図ります。

## 3. 広報活動事業

- (1) 広報誌の発行及び配布  
当協議会の事業内容や情報提供を図るため、広報「公取協 第72号」を発行し、加盟事業者に配布し、当協議会に対する事業内容の理解を深めます。
- (2) 「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」の配布  
「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を関係団体、加盟事業者、研修資料として配布し規約の適正な運用を図ります。
- (3) 周知用「公取協パンフレット」の活用  
当協議会の役割を周知するため年度末に作成したパンフレットを活用し、当協議会の理解に役立てます。
- (4) 一般消費者への啓蒙  
一般消費者からの相談、苦情等についても必要に応じ適切な処理と関係団体への連絡を行います。
- (5) ホームページの積極的活用  
一昨年作成した当協議会オリジナルホームページを積極的に活用し、当協議会のニュースを発信し周知PRに努めます。

## 4. 研修事業

(1) 構成団体開催の研修会への参加

構成団体の開催する新入会員研修及び業務研修会に講師を派遣し、相談事例、表示・景品規約の説明など公正競争規約の周知徹底を図ります。

(2) 調査員に対する対応

調査員のスキルアップに付いては、必要に応じ対応し各種資料等についても随時配布します。

(3) 賛助会員に対する研修会の実施

初めて研修を受ける初心者コースと過去に研修を受講した会員のコースに分け各規約の内容の理解を深めるため研修会を実施します。

(4) 賛助会員以外の広告会社に対する公正競争規約の勉強会の開催

札幌市内の広告会社を対象にして、適正な不動産広告の掲載を図るため公正規約の勉強会を開催し、併せ賛助会員への入会促進を積極的に働きかけます。

(5) 関係官庁等会議への参加

消費者庁及び道建築指導課主催の会議へ参加し、各団体との意見交換を通じて得た情報等を公正競争規約の運用に役立てます。

(6) 全国会議への参加

表示及び景品規約の解釈相違点等の理解を深めるため、連合会幹事会等に出席します。

また、公正取引協議会北海道・東北地方ブロック連絡協議会に参加し情報の収集、研鑽に努めます。